

三次市会計年度任用職員日々雇用登録（給食配膳員）受験案内

| | |
|-----------------------|---|
| 職 種 ・ 職 の 概 要 | 給食配膳員 学校給食の配膳業務の円滑な運営を図る目的で設置する職で、三次市内の小・中学校において、三次学校給食センターから配送された給食等の配膳、返却、それに付随する衛生管理を担います。 |
| 募 集 人 数 | パートタイム（日々雇用）：若干名 |
| 申 込 受 付 期 間 | 令和8年4月 8日（水）午前8時30分から 令和8年5月22日（金）午後4時45分まで ※人員が充足次第受付を終了します。 |
| 業 務 内 容 | 三次市立小・中学校において三次学校給食センターから配送された給食や食器類を各階の配膳棚に搬送し、食後、食缶、食器等をコンテナまで搬送しコンテナに格納します。牛乳やパンの仕分や一連の業務に付随する衛生管理を行います。 |
| 受 験 資 格 | 次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和8年度中に日々雇用登録可能である人 2 パートタイム（1日あたり2時間（概ね11時40分から13時40分）、1日あたり3時間（概ね10時45分から13時45分）1日あたり4時間（概ね10時15分から14時15分））の勤務が可能である人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |
| 受 験 手 続 | 1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（給食配膳員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。 |
| 試 験 | 面接試験 |
| 審 査 ・ 合 格 ～ 登 録 | 審 査 合 格 発 表 合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。 合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。 |

| | | |
|------------------|---|--|
| | 名簿登載 (職種別) | 試験合格者は、日々雇用登録者名簿に登録されます。名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は登録資格を失います。 |
| 任用 | | 名簿登録者の中から適応性、勤務希望時間、地理的条件、職歴、技能等をふまえ、適当な方を選定して任用します。代替の場合任用の際は、該当校から電話等の連絡手段により勤務を依頼します。 |
| 個人情報の取扱い | | 履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。 |
| 主な勤務条件 | 登録期間 | 登録日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有 |
| | 勤務場所 | 旧三次市小・中学校 |
| | 勤務時間 | ●勤務時間帯 月曜日から金曜日(給食実施日) 概ね11時40分から13時40分まで 10時45分から13時45分まで 10時15分から14時15分まで 代替については、各学校から勤務を依頼した期間 ●勤務時間 1日につき2時間、3時間、4時間まで |
| | 休日 | あり(代替の場合なし) |
| | 休暇制度 | なし |
| | 給料・報酬 | 1時間あたり1,261円 |
| | 手当制度 | 通勤手当相当費用弁償ほか |
| | 福利厚生 | 災害補償 |
| | 服 務 | 地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。 |
| | 分限・懲戒 | 地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。 |
| 申 込 ・ 問 合 せ 先 | 〒728-0016 三次市四拾貫町10145番地1 三次学校給食センター TEL0824-65-2010 FAX 0824-62-2030 受付時間：月～金曜日(祝日を除く)の8:30～16:45 | |

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。